

「ひとり親」の雇用促進にご協力ください

大阪府立母子・父子福祉センター、助成金制度のご紹介

母子家庭の母や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまには、大阪府立母子・父子福祉センターへの求人情報の提供や助成金制度の活用により、ひとり親の優先的な雇用（※）にご配慮いただきますようお願いいたします。

（※）国と地方公共団体は、平成25年3月1日施行「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れるなどの協力を要請しています。

無料

大阪府立母子・父子福祉センター（大阪府母子家庭等就業・自立支援センター）への求人掲載

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）は大阪府立母子・父子福祉センター内に設置され、ひとり親の就業自立を支援するため、厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業（無料）を行っています。ぜひ求人のご掲載をお願いします。



＜求人登録の手続き＞

- センターHPから「求人票」をダウンロードし、記入の上センターに申込んでください。
- センターで、求人票を受理します。
- 受理した求人はセンターのホームページに掲載すると共に、センターのLINE登録者に情報提供します。
- 求人内容にマッチングする求職者をご紹介しますので、御社で選考を実施してください。
- 選考後は、採用結果をセンターにご連絡ください。

大阪府立母子・父子
福祉センターHP

【お問合せ先】
大阪府立母子・父子福祉センター
TEL 06-6748-0263

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金

大阪労働局では、ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金制度を設けています。助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、お問合せ先までお問い合わせください。

特定求職者雇用開発助成金

①特定就職困難者コース

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

②成長分野等人材確保・育成コース

（ア）就労経験のない職業に就くことを希望するひとり親を、成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主
（イ）就労経験のない職業に就くことを希望するひとり親を雇い入れ、人材育成を行い賃金引き上げを行う事業主に、特定就職困難者コースより高額の助成金を支給します。

| | | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----------------|----------|------|--------|
| 特定就職困難者コース | 短時間労働者以外 | 60万円 | 50万円 |
| | 短時間労働者 | 40万円 | 30万円 |
| 成長分野等人材確保・育成コース | 短時間労働者以外 | 90万円 | 75万円 |
| | 短時間労働者 | 60万円 | 45万円 |

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

※2期間に分けて半年ごとに支給します。

トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

★「トライアル雇用助成金」と「特定求職者雇用開発助成金」は併用できる場合があります。

キャリアアップ助成金の加算

ひとり親を正社員化し、賃金を3%以上引き上げた事業主には、加算措置により増額した助成金を支給します。



【お問合せ先】大阪労働局 助成金センター

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8中央大通FNビル9階
TEL 06-7669-8900 8:30~17:15 【土・日・祝日・年末年始休み】

大阪労働局
各種助成金制度HP

大阪府立母子・父子福祉センターでの求人にあたっての留意事項

■求人票について

- ・求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート等）に別葉でお書きください。
- ・従事すべき業務内容、労働契約の期間、試用期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など、正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第5条の3）
- ・採用人数は、正確にご記入ください。
- ・紹介期限（有効期限）は、最長6ヶ月以内で自由に定めてください。
- ・求人票は当センターへの持参、郵送、FAX、
[Email \(shiencenter-boshiren@beetle.ocn.ne.jp\)](mailto:shiencenter-boshiren@beetle.ocn.ne.jp) で受付いたします。
- ・受付が完了しましたら、求人票の控により受付番号をお知らせいたします。

求人票はこちらから
ダウンロード！



■受付後のお取り扱いについて

- ・紹介期限（有効期限）を過ぎても、引き続き紹介を希望される場合は、期限満了前に必ず当センターまで連絡してください。連絡のないときは、自動的に取下げとなります。
- ・応募者があったときには、当所から面接日時の調整について連絡をいたします。
- ・採否については、合理的な採用基準にもとづき、本人の適性や能力により公平公正な採用選考を実施してください。
- ・選考はできる限り早期に決定の上、採否結果を応募者に連絡していただくと共に当センターにご連絡ください。
- ・求人の取下げ等、ご紹介を必要としなくなったときは、直ちに当センターにご連絡ください。

■助成金の「職業紹介証明書」について

当センターの紹介により、母子家庭の母等を雇入れた事業主は、一定の条件のもとに、特定求職者雇用開発助成金を受給することができます。助成金を申請される場合には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、当センターにお申し出ください。

大阪府立母子・父子福祉センターでは、ひとり親の自立に向けた各種事業を行っています！

◆就業相談 【無料】

専門相談員が電話やメール、Zoomによる就業相談、情報提供、職業紹介まで一貫した就業支援を行っています

◆就業支援講習会

パソコンや介護士など、就職や転職のための資格取得や職場におけるスキルアップを目的とした講習会を実施しています（費用：テキスト実費）

◆生活相談 【無料】

電話やメール、Zoomで、離婚、子育てなど、ひとり親の方に関わる様々な生活相談を行っています

◆法律相談（弁護士相談） 【無料】

離婚、養育費など、弁護士による無料相談を行っています

◆親子交流・養育費相談 【無料】

親子交流や養育費について、専門相談員が電話や面接による相談を行っています

◆家庭生活支援員（ヘルパー）派遣

ケガや病気、技能習得のための通学や就職活動などで家事・介護・保育等の支援が必要な際に、支援を行う家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します（費用：所得に応じて）

【お問合せ先】

大阪府立母子・父子福祉センター

（指定管理者　社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会）

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

TEL 06-6748-0263 / FAX 06-6748-0264

（10:00～17:00（日祝、年末年始を除く））



大阪府立母子・父子福祉センターHP